

前払式支払手段をお持ちのお客さまの保護に関する措置について

伊豆箱根鉄道株式会社

当社発行の前払式支払手段（旅行ギフト券、湯河原パークウェイ通行回数券）をお持ちのお客さまの保護に関する当社の措置の内容は以下のとおりです。

利用者資金の保全方法

◆資金決済法14条1項の規定の趣旨：

前払式支払手段の所有者の保護のための制度として、資金決済に関する法律の規定に基づき、前払式支払手段の毎年3月31日及び9月30日現在の未使用残高の半額以上の額の発行保証金を法務局等に供託等することにより資産保全することが義務づけられております。

◆資金決済法31条1項に規定する権利の内容：

万が一の場合、前払式支払手段の所有者は、資金決済に関する法律第31条の規定に基づき、あらかじめ保全された発行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受けることができます。

◆発行保証金の供託、発行保証金保全契約又は発行保証金信託契約の別：

当社の利用者資金の保全方法は次のとおりです。

・ 発行保証金保全契約

◆発行保証金保全契約の相手方の氏名、商号又は名称：

当社は次の金融機関と発行保証金保全契約を締結しています。

・ 株式会社静岡銀行

無権限取引により発生した損失の補償等の対応方針

無権限取引・・・利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたこと。

<旅行ギフト券、湯河原パークウェイ通行回数券について>

盗難・紛失・滅失・汚損等により利用者に生じた損失に対し、当社はその責任を負わないものとします。

以 上